

千曲川上流地域森林計画書（案） 公告・縦覧段階からの修正箇所一覧表

資料 1

番号	項目		頁	意見の内容	公告・縦覧時点の記載	修正後の記載	
1	I 計画の大綱	第1-3 森林・林業の現状と課題	(2) 民有林の森林資源	3	(記載内容の修正) 11～13齢級が60%を占め、若齢林が少ないことを踏まえ、「齢級の平準化」を進めるため、「確実な再造林の推進」も追記してはどうか。	課題 ・ 齢級の平準化 ・ 奥地の人工林等の公益的機能高度発揮	・ 主伐と再造林による齢級の平準化
2	I 計画の大綱	第1-3 森林・林業の現状と課題	(9) 素材生産、製材品出荷	6	(記載内容の修正) カラマツ材の活用と新たな需要先の開拓の推進が必要なため、「新たな需要先の開拓」を追記してはどうか。	課題 ・ 成熟期を迎える森林資源の活用 ・ 需要に応じた原木の安定供給の更なる推進	・ 成熟期を迎える森林資源の活用と新たな需要先の開拓
3	I 計画の大綱	第1-3 森林・林業の現状と課題	(11) 認証・認定制度	7	(記載内容の修正) FM認証を取得しているという記述だけでなく、何の認証をどの程度取得しているかを記載した方が良い。	また、佐久と上田の両地域において、市町村、財産区及び県が協議会を設立し、森林に対するFM認証を取得している。	佐久と上田の両地域において、市町村や県等により森林認証に係る協議会が設立され、上田地域が平成28年に8,971ha、佐久地域が平成29年に25,234haの公有林が（一社）緑の循環認証会議（SGEC）のFM認証を取得。当計画区のFM森林認証取得面積（34,205ha）は、平成30年10月現在、県全体（同面積44,677ha）の77%を占めている。
4	I 計画の大綱	第1-3 森林・林業の現状と課題	(12) 木質バイオマス利用	8	(記載内容の修正) 東御市での木質バイオマス発電施設計画が公表され、建設に着手されたため、追記した方が良い。	東御市の施設については、未記入	また、東御市に木質バイオマス発電施設が計画期間内に建設される予定であり、林地残材や松くい虫被害材の有効活用を検討している。
5	I 計画の大綱	第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方		13	(記載内容の修正) 特に今後、進める必要がある主伐と再造林の促進等も追記すべき。	(2段落目) 特に、「木材生産の高度化をめざす森林」では、公益的な機能に配慮しながら、林内路網等の生産基盤の整備や低コスト利用間伐などの集約化施策を推進する。 (4段落目) 計画区の佐久、上田それぞれの地域に特徴があることから、これを活かした森林整備や木材利用を推進することとする。	(2段落目) ・・・間伐などの集約化施策を推進するとともに、持続的な木材生産を目指し、多様な林齢での主伐と再造林を促進し、林齢の平準化を図る。 (4段落目) さらに、地域ごと、市町村ごとの特徴等を活かした森林整備や木材利用を推進することとする。
6	I 計画の大綱	第3-1 みんなの暮らしを守る森林づくり	(1) 適切な更新施業	14	(記載内容の追加) 佐久地域・上田地域の対象となる樹種が異なるため、地域別に考えをまとめた方がよいのではないか。	記載なし	佐久地域に多い主伐期を迎えるカラマツ林の再造林、上田地域に多い松くい虫被害を受けたアカマツ林の再生と樹種転換の組み合わせ等により、地域の主たる森林資源の維持を図ることとする。
7	I 計画の大綱	第3-1 みんなの暮らしを守る森林づくり	(1) 適切な更新施業	14	(記載内容の修正) 再造林用の優良な苗木の安定的な確保と苗木生産者の後継者不足が課題なため、生産者の後継者の育成・確保を支援することも追記してはどうか	さらに、優良な苗木を確保するため、長期的な需給傾向の把握により計画的な苗木生産の推進と需給調整に努める。	さらに、優良な苗木を確保するため、生産者の後継者育成・確保を支援するとともに、（略）

8	I 計画 の大綱	第3-2木を 活かした力強 い産業づくり	(2) 信州の木の利 用促進 ア カラマツを中 心とした取組の推 進	16	(記載内容の修正) 木質バイオマス発電施設(前述)の各計 画を踏まえた記述にした方が良い。	また、伐採木の有効利用を図るため、塩尻 市の集中型加工施設・木質バイオマス発電施 設への製材用原木や発電用未利用材の安定 供給について、サプライチェーンセンター 等による需給調整を図る。	また、塩尻市で稼働する大型製材工場への製材用原木 や、東御市及び塩尻市で稼働予定の木質バイオマス発 電施設への林地残材、松くい虫被害木の安定供給につ いて (略)
9	I 計画 の大綱	第3-2木を 活かした力強 い産業づくり	(2) 信州の木の利 用促進 イの(ウ)	16	(記載内容の修正) 認証・認定が全て認証製品センターのも のであると解釈される可能性がある。	良質な県産材製品の安定供給と販路拡大を 図るため、信州木材認証製品センターの認 証、JAS認定、CoC認証等の取得及び認証製 品の普及を支援する。	良質な県産材製品の安定供給と販路拡大を図るため、 認証製品センターの認証、JASの工場認定、森林認証 制度によるCoC認証等の取得及び認証製品の普及を支援 する。
10	I 計画 の大綱	第3-3森林 を支える豊か な地域づくり	(1) 森林の適正な 管理の推進 エ 森林認証	17	(記載内容の修正) CoC認証の記述が不十分であるため、説 明を付した方が良い。	持続可能な森林経営や環境への配慮など、 適切な管理が行われている森林に対するF M認証やCoC認証の取得が行われている。 適切な森林管理の推進や、認証材として有 利な販売に寄与するため、関係者による取 組を支援する。	持続可能な森林経営や環境への配慮など、適切な管理 が行われている森林に対するFM認証や森林認証材の 流通・加工業者を対象としたCoC認証の取得が行われ ていることから、適切な森林管理を推進するととも に、(略)
11	I 計画 の大綱	第3-3森林 を支える豊か な地域づくり	(1) 森林の適正な 管理の推進 エ 森林認証	17	(記載内容の修正) 認証材であっても有利な販売にはつなが らない現状があるため、「有利な販売に 繋がるよう環境を整え、」を追記しては どうか。	適切な森林管理の推進や、認証材として有 利な販売に寄与するため、関係者による取 組を支援する。	適切な森林管理の推進や、認証材として有利な販売に 繋がるよう環境を整え、関係者による取組を支援す る。
12	II 計画 事項	第2 森林の 整備及び保全 の方針等	(1) 森林の整備及 び保全の目標 ①の前段	22	(記載内容の修正) 東信木材センターの拡充や東御市での木 質バイオマス発電施設(前述)の各計画 を踏まえた記述にした方が良い。	・ 地域のカラマツを中心とした森林資源の 持続的活用を図るため、既存の製材工場や 木材センターの活性化による木材利用の拡 大を図るとともに、地域内における木質バ イオマス利用施設等の設置、平成32年度か ら稼働計画の信州F・POWERプロジェ クトによる大型製材工場と木質バイオマス 発電所への供給等といった新たな森林資源 の活用策を検討し、木を最大限まで活用し ます。	・ 地域のカラマツを中心とした森林資源の持続的 活用を図るため、東信木材センターの機能拡充や地域 内の製材・集成材工場等の活性化を図るとともに、平 成32年度から東御市で稼働予定の信州ウッドパワー プロジェクトによる木質バイオマス発電施設、さらには 塩尻市で稼働する信州F・POWERプロジェクトによる 大型製材工場(平成32年度からは木質バイオマス発電 施設も稼働予定) (略)
13	II 計画 事項	第3 森林整 備に関する事 項	2 造林	35	(記載内容の追加) 全国森林計画における記載内容を記載した らいかがか。	なお、市町村森林整備計画における造林に 関する事項は、以下の内容を参考に定めるも のとなります。	以下の内容を参考に造林を行う際の規範として定めるも のとなります。
14	II 計画 事項	第3 森林整 備に関する事 項	2 (1) 人工造林 に関する指針	35	(記載内容の追加) 全国森林計画における記載内容を記載した らいかがか。	記載なし	また、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対 策に資する苗木の増加に努めることとします。
15	II 計画 事項	第3 森林整 備に関する事 項	3 保育及び間伐	42	(記載内容の追加) 全国森林計画における記載内容を記載した らいかがか。	なお、市町村森林整備計画における保育及 び間伐に関する事項は、以下の内容を参考に して定めるものとなります。	以下の内容を参考に保育及び間伐を行う際の規範として 定めるものとなります。
16	II 計画 事項	第3 森林整 備に関する事 項	3 (2) 間伐の標 準的な方法 施業体系図	43 ~ 45	(記載内容の追加) カラマツについては「生産目標や長伐期 施業収穫予想図」のみのため、他の地域 森林計画同様に「カラマツの施業体系」 を掲載してほしい。	「カラマツの施業体系」の記載はなし	「カラマツの施業体系」を追加 収穫予想図は、全て削除する。

17	II 計画 事項	第3 森林整備に関する事項	(4) 流通・加工体制の整備	53	(記載内容の修正) 今後の計画事項のとして、地域の主要樹種のカラマツ材やアカマツ材の活用方針や地域内での利活用について、記載した方がよい	全文について修正のため、略	当計画区の木材需要（特に建築・土木用材）は県内他計画区よりも多く、県外の合板工場等への出荷も増加していますが、豊富なカラマツ資源を中心に主伐期を迎えており、木材として積極的な利用を進める必要があります。 このため、東信木材センターの機能強化を進めるとともに、中間土場やストックヤード、直送等の流通の合理化を図ります。 また、森林認証材や土木用材の需要拡大、首都圏等へのカラマツ製品の販路拡大、さらには地域内外で建設予定の木質バイオマス発電施設等への新規需要開拓を図り、計画区内の素材生産と流通加工の更なる活性化を図ります。 木質バイオマス発電施設の整備に併せ、伐採時の林地残材や松くい虫被害木の搬出・集荷システムを構築し、森林資源のカスケード利用や再造林時の地拵エココストの縮減等も進めます。
18	II 計画 事項	第4 森林の保全	1 (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	56 ～ 68	水源涵(かん)養表現の適正化(目的を表す場合は「水源涵(かん)養」が適切。)	市町村別一覧表 留意すべき事項「水源のかん養」	【市町村別一覧表】の留意すべき事項のうち 水源のかん養 → 水源の涵(かん)養 【市町村別一覧表】の備考欄のうち 砂防指定地 → 砂防
19	II 計画 事項	第4 森林の保全	3 森林の保護等	70	(記載内容の追加) 平成28年に改正された森林法において「鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項」を定めるものとされているが、当該計画事項に記載がない。	記載なし	3 鳥獣害の防止 (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 ア 区域の設定の基準 イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針 (2) その他
20	II 計画 事項	第5 保健機能森林	(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	74	(記載内容の追加) 対象森林を構成する立木の期待平均樹高についての記載をご検討下さい。	記載なし	4立木の期待平均樹高 対象森林の樹冠を構成する立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高(既に標準伐期齢に達している立木にあってはそその樹高)を定めます。
21	II 計画 事項	第6 計画量等	4 林道の開設及び拡張に関する計画 工路網計画 拡張(改良) 路線別表	81 ～ 85	(記載内容の修正) 林道計画に関して、市町村から申出のあった記載内容の修正・追加 備考欄へ「橋梁補修」を追加	工路網計画 拡張(改良) 路線別表 備考欄：幅員改良、法面保全、局部改良	九竜平線、相立駒込線、所沢線、中村線、ホド窪線、釜の沢線、南沢線、星尾線、山口沢線、田口十石峠線、唐沢線、蹄ヶ沢線、漆久保線の備考欄に以下のとおり追加 局部改良→局部改良(橋) ※林道係と調整し記載方法を統一
22	II 計画 事項				(記載内容の追加) 林道計画に関して、市町村から申出のあった記載内容の修正・追加 備考欄へ「橋梁補修」及び「局部改良」を追加	工路網計画 拡張(改良) 路線別表 備考欄：幅員改良、法面保全	鹿曲川線の備考欄に以下のとおり追加 幅員改良、法面保全、局部改良(橋) ※林道係と調整し記載方法を統一

